



済にとつても、日本の業者にとつても非常な不利なことになると思ふのです。そこで伺ひたいのは、この直接調達方式というのは、もうこれは変えられない、もう動かさない事実になつてしまつておるのかどうか。前にはまだ日本側の政府のほうの意見もつきまつていないと言つていましたが、事務局のほうとしてどうなんですか。もう諦めてしまつておるのですか。直接調達にもう決定してしまつてどうにもしようがない、こういう段階になつておるのですか。

○政府委員(堀井啓治君) 只今お尋ねの問題につきましては、予備作業班において折衝が行われておりますが、私従来米軍の調達を担当いたしておりました経験から、直接調達から生ずる弊害等につきまして、調達庁におきまして意見を述べたこともございましたが、又全般的に更に考えまして先般主計局長からも御答弁がございました通り、日本側の負担いたします九十二億を除きました五百五十八億はおおむね役務費とか運搬費というようなものでございまして、只今御指摘になりましたような特需の、例の問題の比較的少い面を分担いたしておる関係もございまして、米軍側の強い直接調達の希望に対して、我がほうといたしましても止むを得ない、これは十二條の規定によりまして、できるだけ日本の商習慣等を取り入れる方式をとられることによつてカバーされるように努力いたしたいと思ひます。

○木村誠八郎君 まあこれは重大な、実は今の政府の大きな責任問題ですから、この点については大臣に質問いたしますが、北大西洋条約や何かでは、はつきりやはり現地官憲の手を通じて現地物資を調達するということになつて、わざ／＼十二條に又そういうことが出来るような條項を入れておきながら、実際には非常にこれまで弊害が多かつた直接調達に屈服してしまつた、もう実にはだらしがない。この点については何のために十二條であらういふ條項を挿入したのか、意味をなさないと思ふのです、折角入れたのに……。併しこれを事務局に申上げて意味ありませんから、大臣に質問いたしますが、それでもつと事務局に具体的な事務的なことを伺ひたいのです。更に実例として一昨年五月に石炭入札の際に、アメリカの調達担当者が自分の支持する商社を入札に参加せしめるように示唆したと、こういう例があつたように聞かれますが、そういうことありましたですか。

○政府委員(堀井啓治君) 私只今御指摘のような例を記憶いたしませんので、調査いたしまして御報告申し上げます。

○木村誠八郎君 今度、大体今お話を承りますと、直接調達止むを得ない、そういうふうになつておるやうに伺つたのでありますが、そうしますとこれまでの米軍の調達によつていろいろ弊害があつたのですが、その弊害のうち、先ず第一に日本の予算決算会計と令と抵触する面が非常にあつたのです。が、そういう問題はどうかですか。例えば予定価格制度は今まで米軍の発注においてはよくこれが否定される、無視されたことがある。これは今後直接調達になる場合、そういう無視されるやうなことはないだろうか。大体日

本の会計法では業者の見積乃至入札価格については、政府の予定価格があるはずですが、それが直接調達になる、そういうものは二体適用できないのか、何のために予算決算会計令で予定価格制度というものを設けたか。設けておいて日本の業者にはそれが適用されない、日本政府が発注する場合……。ところが片方はそれに拘束されない一つの発注形式があるとしたら、日本の国内に別の政府が一つできておるやうなものであつて、非常に混乱せしめられると思ひますが、そういう弊害は起らないか、この点伺ひたいのです、實際問題として……。

○政府委員(川田三郎君) 予定価格制度につきましては、アメリカの経理方式と日本の予算決算会計令の認めておる方式と異なる点がございましてこれは御指摘の通りでございます。ただ弊害という点では日本の予定価格制度におきましては、従来の関係業者は大体熟練しておりますが、アメリカの予定価格制度についてはまだ不馴れなものが非常に多いので、弊害があるかないかという点につきましては、必ずしもアメリカの予定価格制度において弊害が起るとばかりは推測できないのであります。それはなぜかと言いますと、アメリカはやはり予定価格と考えられる積算はいたします。ただそれが彼らは一種のガイドであると申しておりました、基準である、その予定価格に組み合せまして納期、業者の能力、そういう要素を参考にしたしまして、その予定価格からどのくらいの距離があるかという点を判断して、これにやはり合理的に近いと考えられるものを選定いたしまして、必ずしも予定価格以内の

最低をとらないという点が違ふのであります。併しこれは法規そのものの違いがある以外に、その会計担当官の運用如何でありまして、予定価格によつて制約される。日本の会計官はそうした裁量の余地がないわけでありまして、アメリカのほうの方式で行きますと、予定価格必ずしも制約にならない。予定価格を超過しておるものはなかなかとれないわけでありまして、必ずしもその最低の入札者ばかりをとりません。二番札、三番札をとりましていいという点はございまして、そこで取り沙汰されておりますのは、たま／＼最低にならなかつたものを選びまして、最低札の線まで改めてネゴシエートする。そこで最低札を入れた者は、日本の会計官によつて経理されるならば、当然自分が落札者になるのであります。一面において落札者でなくなる、同時に落札者となるべき地位、つまり選ばれた仮に三番札の者があつたとしても、その三番札の者と自分の入札した価格で契約が結ばれる、その一番札である最低者の値段までネゴシエートによつて減額される、こういう点で日本の会計法規に馴れておる者の感じからいいますと、何か利益を失うという感じもいたしまして、不合理なものを感じるのであると思ひますが、アメリカ側の習慣から申しますと、そうした政府の予定価格らしきもの、政府の積算価格によりまして、最も合理的であるとか経済的に考へたものを選ぶといふことでありまして、必ずしもこれが不合理であるとは考へられないのであります。が、弊害を強いて感じますものがあつたならば、それは当然日本会計

法規によつては、落札者になるべき者が落札者になれないということでありまして、これは果して経済的に不合理であるかどうかということはわかりませんが、幾分その業者としては、当事者といつたしましては不満を感じることはあると思ひます。

○木村誠八郎君 でも今の御答弁は、いわゆるアメリカの経理制限令、フィスカル・リミテイションとの関係についての御答弁であらうと思ふ。私が質問しておるのは、日本の予定価格制度です。今アメリカはアメリカはと言われましても、私が問題にしておるのは、日本の予算決算会計令による予定価格制度、これはその予定価格の範囲内ではなければならないことになつておるわけですね、絶対に。ところが今弊害とか合理、不合理と言われましても、日本の会計法規から言へば、絶対にこの予定価格の範囲内ではなければならないものが、このアメリカ軍の調達では、入札した場合、それが予定価格の範囲より以上である場合でも、それと契約する。全体がまあABCとあれば、そのうちのCが最低価格、落札価格であつて、その落札価格が、日本の予算決算会計令による予定価格より以上であつても、これに落札されるといふことになると、日本の会計法規で予定価格制度を設けた趣旨がそこで蹂躪される、否定されるということになるのです。今度直接調達になる場合に、そういうことが頻繁に起るのじやないかというのを質問しておる。むしろそのどつちの習慣に、或いはどつちの会計法規に近付けるかということになるのです。日本のほうに近付けるのが当り前だと思う。それでなければ

ば、この予定価格制度を何のために設けるのかからない。この際私は、日本で予算決算会計令で予定価格制度を設けた趣旨はどこにあるのかをお伺いしておきたいのです。

○政府委員(川田三郎君) 御質問の御趣旨はこういうことであらうと拝察いたします。アメリカが直接調達をやつたならば予定価格に必ずしも拘束されない、すると日本の会計法規の要請は予定価格に拘束されるべきである、すると、そういう日本の会計法規の想像しておらん、許しておらんことがアメリカ側の経理官によつて行われる、そういう事実が起るといふことは想像されるのであります。ただ日本の予算決算会計令は、日本の会計管理を制約するものでありまして、それが日本の会計管理に関する限り金科玉條でありまして、アメリカの会計管理までを拘束することはできない。これはもう質問者はよくお分りと思いますが、そこでそれではそういう予定価格制度をとつておる取引の方法が会計管理という枠を離れましてなお且つ絶對至上のものであるかという点につきましては、アメリカの経理官の考え方と日本の会計法規を制定されておるその根本思想との間の見解の相違をいふことになりまして、アメリカの会計官が日本で調達を行う場合に日本会計法規の根本に流れておる契約方式をとらねばならぬといふことをここで今断定するわけに行きませんが、違ひが起るといふことだけは申上げられるが、それがいいか悪いかという判断はちよつとできないのであります。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと、池田大蔵大臣がお見えになりましたの

で、先ず大臣に御質問をお願いいたします。

○波多野君 この前大蔵大臣にお伺いしておつた特別調達資金設置令の改正に關連いたしまして、向うの駐留軍が日本で物資を調達する場合、直接調達の方法をとるといふふうなことに大体決定したようでありまして、併し行政協定によつて、日本経済に重大な影響を與えないようにするといふことも一つ確定したことであらうと思ふ。そこで向うが直接調達をやるのでこれが日本の経済に重大な影響を及ぼすことがないように或る調節を加へる一つの機関が日本側でもなくてはならない。いわゆる権限ある機関といふことが行政協定に出ておる、その権限ある機関、この構想はどうかといふことをこの前聞いたら、そのときに考慮中であるといふ話であつたが、結論は出たんですか、どうですか。

○國務大臣(池田勇人君) まだ結論を出してありません。行政機構の問題との兼ね合いもございまして、今後どういふふうに行つて行こうかといふことは今検討しております、まだ結論は出ておりません。

○波多野君 大蔵大臣が國務大臣としてその問題に關係される場合にどういふ御方針で臨まれますか、何つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) これはやはり物資の種類、分量と、それから金の出入の問題、この二通りあると思ひますが、別に特別の機関をこしらへて、いわゆる需給調節の機関を作るとか、或いは特別保存機関をこしらへなくても既存の機関でできるかといふ問題があると思ひますが、これはもう相手の

あることであるから、向うにも陸軍、海軍、空軍と、こうあります、向うがどういふふうな発注態勢を整へるかといふことも考慮に入れなければならぬ問題でございまして、よく相手方と相談いたしまして適當な措置をとらうと思つております。

○波多野君 向う側が陸海空軍といつたふうな発注態勢を整へる、発注をして参りますと、なお更經濟界が攪亂される危険が多いのじやないかと思ふのです。そこでそういう陸海空として向うが発注して来るものを、こちらで受けてそれを一本にして調節して行くといふものがどうしてもなくちゃならぬといふふうに私は思はざるを得んですが、特別の機関を作るか、それとも既存の機関でやるかについて今検討中だと言われますが、既存の機関でやるとすると、どこがやるのですか、それは。

○國務大臣(池田勇人君) 向うの陸海空が一体になるか、別々になるかといふことも、まだきまつておりません。それから向うが一体となつた場合と、別々の場合とによつて或る程度こちらの機構も違つて来るかも知れません。が、先ほど申し上げましたように、これは物資別に時期的に又金融的に考へなければならぬことであつて、特別の各省に跨がるような機関を設けるのはいか、或いは主としてこれは通産省の問題が多いと思ひます。通産省に課を設けてやるかといふ問題があると思ふのであります。私は成るべく、機関を設けることはどうかといふふうな気持ちでいたしておるのであります。併し分量その他によりまして機関の必要があるといふことになれば、予算的

には考へなければならぬ。今のところはそういうことを頭におきながらどういふ態勢をとるかといふことを研究いたしておるのであります。

○菊川孝夫君 大蔵大臣が全權として講和條約に調印されまして、講和條約それから安保條約、引續いて行政協定と、一環のこれらの條約が締結され、その結果今議題になつておりますこの四法案が當委員会に提案されたのであります。これは一応行政協定そのものを先ず我々反對する立場からいたしますと別でありまして、行政協定をそのまゝ実行するに當りまして、或るほど法律の條文の上では誠に細かく規定をされまして、このまゝ行けば一応行政協定そのまゝスムーズに実行されることになつておると思ふのであります。併し何と申しまして、小国に大國が武力を持つて駐屯する場合には、その駐屯軍といふものはどうして相當権限をより以上に行使したり、特に日本におきましては長期間の占領の結果、六年間に亘る占領の結果、非常に占領がけがしておる。率直に申しまして占領がけがしておる。或いは占領軍に取入つて、そうしてそれによつてこれは中國であつたことでありまして、日本軍が中國におるときには、日本軍の力を利用してそうして自分だけはいよいよことをやろうといふ、中國における漢奸、日本でも売國的な行為をするのも出て来ると思ふのであります。従つてこの法律をそのまゝ実行するに當りまして、先ず第一番には執行する公務員の頭の切換へが非常に大事なことだと私は思ふのであります。昨日までは占領下でありましたから、占領軍に対する批判

はこれはまあ自由はなかつたかも知れませんが、駐留軍に對しましては、もう對等の立場でありますから、堂々と向うの憲法については批判も、又向うでも間違つた行為がされた場合には追及して正し運用をさせるようにして行かなければならぬと思ふのであります。が、大蔵大臣としましては、これらの法律を運用するに當りまして、先ず配下の公務員の頭の切換へを私は第一番にやらなければならぬのじやないか、こういうふうにかへるのです。これについて一つ大蔵大臣は具體的にもうその用意を進めておられるかどうか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(池田勇人君) 誠に御尤もな御心配と申します。誠に遺憾でございます。まして、敬服いたします。私は行政協定のうちの大蔵關係の分につきましては、常にそういうふうな留意をいたしまして遺漏のないように、獨立國家として恥かしくないように、又相互の信頼といふことも考へながらやつて来ておるつもりでございます。御決定を頂きました法律につきましては、御心配のような点が起らないように十分今後とも注意して行きたいと考えております。

○菊川孝夫君 特に日本人の中にもそういうのが出て来ると思ふのであります。駐留軍の意向を笠に着まして、往々にしますとこれを笠にかぶつて脱税行為をやろうとする連中も出て来るだらうと思ひます。又駐留軍にこの法律を守られないのを、日本の公務員がこれを將來追及できないために、だん／＼とそういうことは皆國民の間にわかつて来る。それでなくても今苛斂誅求だといふので、納税意識については遺憾

な点が少々あると私は思うのであります。中には税務署の襲撃をするというやうな事件まで起きておる。その際、この法律を見てみますと、国家の中に国家が新たにできたやうな恰好になるわけでありまして、明らかに税法上から言つても私はさういふふうに見れると思つてあります。自由な品物を持つて来て、而もその家族や或いは請負業者に対してまでも特権を付與するのでありますから、国家の中に国家ができた、税法上から言つてさういふふうな感じもするわけでありまして、併し一応まあ行政協定を締結してしまつて、これを實施するとなつたら、せめてその法律を完全に實施させるため毅然たる態度を以て臨まなければならぬ。大蔵大臣がその点については一應確固たる態度で臨むのだといふことを言つておられますが、さて、若しもそれにもかかわらず向うから軍の力を以て、或いは末端までそれが行き届かないために、國民に米軍に近付きさせれば脱税その他も平易にできるし、いい金儲けがあるのでというやうな印象を與えますと、今でもさういふ面が多々あるものであります。具体的なきさい例を拾ひ上げてみますと、昨日も専売公社の方にお尋ねしたのであります。が、これは小さいやうであります。日本の国内におきまして四十億ぐらいの國庫券が平気で横行しておる。而も東京都内の大抵の高級な料理店とか、カフェー、バー等へ行きましてならば、自由に外國國庫券は手に入つて、これはもう日本人として馴れ切つたやうなものであつて、誰もこれを不思議がらない。専売公社のちらしだけではどこかへ貼られておりますけれども、

實際にはもう日本人として馴れ切つたやうなことになるてしまつておる。進駐軍だから止むを得ない、進駐軍のやうなことだから止むを得ない、それに取入つて金儲けするやつがたくさんある。而もその数は、専売公社の見積つただけでも四十億だ、こゝ言われておる。さういふことがこのまゝの状態、切換が完全に行われればいいけれども、行われないといふと、國民の納税意識に私は重大な影響を及ぼすだらう、さういふふうな思ふのであります。が、この点についても、或いは機構を整備するなり、その他の方法で以てこれが肅正に乗り出す用意があるかどうか、この点について一つ。

○國務大臣(池田勇人君) 占領治下におきましても、さういふことは望ましくないもので、極力防止しなければならぬ問題であります。今度獨立したとしてからより一層さういふ感を深くするのであります。従いまして、横流し、その他の点につきましては、今以上に監視の眼を放ち、これは國家公務員ばかりではございません。皆さま國民全体がさういふ氣持で一つ不正が行われないうやうに監視しなければならぬ問題だと思ふのであります。

○菊川孝夫君 次に、まあこの税法によりまして、どうしても先ほど申し上げましたやうに國家の中に國家ができるのだというやうな印象が強いのであります。が、而もその来る人の数によつては更にそれがだん／＼と大きくなつて来ると思ふのであります。今のところ大體大蔵大臣はもう見通しはついておると思ふのですが、軍隊、家族並びに軍属のその数を引くため大體どのくらい人間があるか、大體の構想、それは詳しいことは情勢の変化等によつて増減がございましてやうけれども、一体どのくらい、行政協定を見ましても、どれを見ましても、具体的にはさういふことはわからないのですが、速記をとめてもいいけれども、どのくらい人間があることになる見込でございまして、この点について。

○國務大臣(池田勇人君) 私は大體の構想をつけておりますが、これは軍機に關することとございまして、こゝで申し上げかねます。

○菊川孝夫君 それじやこの軍隊軍属の数はできないといひましたけれども、家族やその他の請負業者、これは法律の上では個人契約者、法人契約者、これらの被用者といふのがありますが、これは軍隊とは直接關係はないので軍機に關しないと思ふのですが、この数が大體におきましてどれくらい来るか、その率がどれくらい……

○國務大臣(池田勇人君) この行政協定の中で税に關する問題で一番苦勞した問題は、お話の軍直接に施設した工事につきましてのいわゆる請負業者と申しますか、向うでは軍直接に雇ひまして、向うで契約をしておりました。この分についての課税につきまして最も議論したところなのでございまして、私の想像では特殊な施設をやる場合、日本の技術その他ではなか／＼十分に行かない特殊な施設をやる場合を想像しておるのでございまして、このために非常な人が来ることは私は考えておりません。勿論さういふものは問題にならない少數のものと思つております。

○菊川孝夫君 次にまあ大蔵大臣から何回も御説明を受けた六百五十億の分

担金の中で、土地の借上げとか建物の借上げの九十二億を差引いた五百五十八億、これはまあアメリカの會計の中に入れるのだ、さういふまあお話をす。そのほかにアメリカは大體一億八千万ドルぐらい持つて来るのだ、さういふやうな大臣のお話だつたと思ふのであります。この一億八千万ドルはよそから入つた金でございまして、そこで今後この五百五十八億の金の使ひ方でありまして、我々この行政協定を讀んで見ますと、例えば、不動産の提供をした場合、それから移転料、これによつてまあ日本の人間も相當立退かなければならぬやうなものも出て来るだらうと思ひますが、さういふ移転料であるとか、それから一部を接収されたために金銭にこれは相當影響を及ぼす、残地に生ずる損失、さういふやうなものも當然生じて来ると思ふのであります。が、更に收用のために必要になつたところの、即ち土地收用法に準ずるやうな手段によつて收用されるやうなものの工費用の費用、さういふやうなものも当然この五百五十八億の中から支拂われるものである、私たちはさういふふうにご考慮しておるのですが、これはどういふふうにご処理されるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは五百五十八億の使ひ方でございまして、これは細かくなりますが、この前お話を申し上げましたやうに、五百五十八億の中には物品税その他も入つておるものもございまして、これは引いてもらふことにいたしました。それからそれから一年間の予定だつたのが四月一日から使はうと、今は終戦処理費でございまして、五十八億の中から引いてもらはなければならぬ、例えば四月二十八日に講和條約ができて、二十八日から来年の三月三十一日まで五百五十八億使はれては、これは予定以上になりますから、さういふのは日割で引いてもらひ、さういふことをやつておりますが、いづれにいたしましてこの行政協定にありましてさうな五百五十八億以外に幾ら要つても向うが負担する、さういふ建前にしております。五百五十八億の中からも出さなくていいのは引くように話をいたしておる次第であります。而して又、その金額をどういふ方面に使うかといふと、施設の提供に關係あるものはさういふから出す。細かい問題につきましては私はよく存じませんが、施設の提供に必要な関連の費用はさういふから出す……

○菊川孝夫君 関連するならば全部出す……

○國務大臣(池田勇人君) さういふことであります。

○菊川孝夫君 次に國有財産の管理に關する法律についてちよつとお尋ねいたしたいと思ふのであります。これは一番問題になるのは、我々は余り日本の歴史といふものについて、いわゆる僕らの習つた日本の歴史そのものについて大した執着を持とうとしてゐるのではございませんけれども、やはり民族が通つて来た跡を長く保存したい、この民族でも同じ考えを持つておるだらうと思ひますが、基地の提供に當り、或いは施設、區域の提供に當りまして、向うは戦路上から行きまして、さういつた天然記念物であるとか、或いは國宝的ないわゆる建造物といつたやうなものを含んだり、或いは墓地であるとか、特に御陵、神社、仏

○國務大臣(池田勇人君) お話のよう  
な考えて進んでおります。これはやは  
り必要最小限度にとどめてもらいたい  
という基本観念がございます。又日本  
の美備その他国家的な施設につきまし  
ては、これはアメリカ軍におきまして  
も、我々同様に非常に高く評価してお  
るのでございまして、それをめちやく  
ちやにするというようなことは、両方  
とも考えていないと思ひます。

盛んに日本の重要美術品なんかは向うへ持ち出されて、今ワシントンの博物館等には明治維新当時、ペルリのア朝当時持ち帰つたいろ／＼日本の美術品等が相当向うにあるということが言われております。又日本の軍隊がやつたからアメリカの兵隊がやるということをや々は心配する必要はございませんけれども、上のはうにおきましては成るほど理解されまして、例えば京都や奈良が爆撃の対象から除かれたといふようなこともございまして、アメリカのそういうた配慮に対しては我々は敬意を表するのでありますけれども、直接下のほうの末端機関へ参りました場合に、往々にいたしまして理解をされずに、こうした重要天然記念物であるとか建造物、史蹟等が荒らされるきらいがあると思うのであります。これを提供いたしました場合に、これに対する対抗手段というものが護じ得るかどうか。或いは刑法上の、今度には属人主義で以て向うの裁判に付さるゝということになると思うのでありますけれども、これが対抗手段が当然講じられるかどうか、この点について一つお伺いしたいと思うのであります。

○菊川孝夫君　では岡崎さんも見えておられますから、直接衝に当られた岡崎さんにこの点について一言お尋ねしたいのですが、これはどこの軍隊でもあり得ることでかと思うのでありますが、如何に強い軍隊にいたしましても、戰略的な退却だとか、或いは撤退、これは戰略的に当然あり得るわけでありまして、若しも非常事態に直面いたしました場合には、戰略的に移動をするに當つて、今提供している施設並びに区域等にこれは、損害があつても補償の要求をしないということになつておりますが、戰略的に移動したり、或いは撤退したり非常事態の場合ですが、移動をしたり撤退した場合には、爆破その他によつて生ずるところのこれは虞れがあると云うのでありますが、これはまあそんなやうのことは全然ないのだという意味じやないか、そういう危険もあるからして、駐留軍が日本に駐留するのでありますから、どういふ事態がここに起るかかわからない、当然日本にこういう基地をアメリカが持つならば、この対抗手段として、これは中国に対してソヴィエトが恐らくこの対抗手段として要求して、満州から北鮮へかけてやはりこれに對抗するところの処置が講じられて

○国務大臣(岡崎勝男君) これはお話が長くなるかも知れませんが、背景を申上げないと私の言うことがはつきりしないかと思いますが、元來この協定は世界戦争というか、或いは米ソの間の戦争というか、こういうものではないという前提の下に立つておるのであります。これがあつたという心配の下に立ちますと、考へ方は非常に違つて来ます。で、あるという心配或いはこれによつて何か紛争が却つて起るのであるという意見を述べる人もあるのでありますけれども、そういう考へて来ますと、結局日本にはそれを防ぐ力がなすといふ。そうしてアメリカに頼つていても今お話しになつたように、日本において大戦争が起るということになれば大

て私は今の冷い戦争から言いますと、共産陣營のほうはできるだけ各国を中立化しまして、アメリカにもつかない、ソ連にもつかないにしても、アメリカにもつかないという形にしてだんだん無力化して行くという方針に結局乗ぜられることになるのではないかと思うのであります。で、我々のほうは大きな戦争はないという前提の下に立つてこういうものを考えておる。いわゆるダレスさんの言っておるデイトレント・パワーと言いますが、そういうものを抑制する力になるのだという考えで来ておるのであります。これが前提でありますから、そういうような不測の場合のことについては、その万一の場合を考慮しまして、行政協定の中でも、若しそういうような万一の事態があつたときは、それに適應するような方法を両政府間で考えるということだけをお約束しまして、具体的にはそういう問題について協定等はいたさなかつたのであります。併しそういう背景は抜きにしまして、今御質問のようなことが仮に万一起るとしますれば、これは日本にとつて非常に大変な事態でありまして、これはその爆破した施設、その附近に損害を生ずるとか、生じ

ないとかいうことでなく、国全体が復興するかどうかという大問題になって来ると思います。従つてこれはそういう事態が収まつたときに、自由主義国家といいますが、その方面で世界的に復興計画等を編み出す以外にないものでありまして、この小さな、と言つて

は誤解があるかも知れませんが、個々のそういう箇所の損害賠償とかいうような問題を遙かに私は越えることになつてしまふと思ひます。そういうことは我々到底予期しておらないのであります。仮定して申しますと、そういうことにいたします。ただ法律的に申しますと、今お話のような場合でも、それ自体に対しては損害があるかも知れないが、これは普通の行政協定の中できまつておりましたのは、普通の状態において必要がなくなつた施設を返還する場合に、原形に戻すことも要求しない代りに、そこに何か作つたものがあつても、これは支拂をせずに受取つても、これは今月から條約が発効しますと、これは動き出しますが、要らなくなる施設といふものは、今年中にも幾つも出て来ると思ひます。そういう場合の規定でありまして、特別のやうな非常の事態の起きますと、これはやはり両政府間の協議に待つ以外に方法はないといふのが法律上の意見になると思ひます。

○菊川孝夫君 岡崎さんのお見通し誠に結構、我々はそうありたいし、そうなければならぬと念願しております、こんなところで戦争をやつてもらつては大変でありますけれども、現に基地の今占領軍がおります米軍の駐留地の附近を私たち二、三廻つて見たのであります。夜間盛んに無気味な空襲警報といふか、サイレンが鳴り響く、日本人たちは一体これは何のことかさつぱりわからない。ところが中に働いておる進駐軍の労働者の話を聞いて見ると、その際には占領軍の兵隊さんは防空壕に待避しておる。ところが日本の労働者の待避する場所がない

し、その附近におきましては、一体国民はどうしていいかさつぱりわからない、煙火管制せよという命令も来ない、これはどうだといふのでいろ／＼デマも飛んでおりますが、結局総合して見ると、困難不明機が入つて来たらしい、こういうことで翌日は困難不明機程度で話が終つておる模様であります。これなんか、先ほど私申し上げましたように、当然日本でこういう基地があるからもうやつて来ないのじやないかというのじやなしに、ソヴィエト側から見ると、やはり日本を基地としてこちらに攻撃を加えて来るのじやないかというので、向うはやはり心配するだらうと思ひます。従つて当然どういふ設備を持つておるのだらうかというので、向うでは高空から偵察に來たり或いは軍用を日本に來たりすることは、これは当然日本軍とソヴィエト軍が黒龍江を挟んで對峙したときにもあり得たことであつたから、そういうことが軍が對峙した場合には当然起きよう、もう米ソが仮想敵國になつておることは誰も否定することのできない冷厳な事実なのでございまして、あり得るのだらう、私たちはそれを危惧するのではありませんが、今の施設区域等の附近にある日本の建造物或いは重要建造物、史蹟等の保護施設をしなければならぬ、これらの費用は一体どこから出すのだ。それから將來これは今のやうな状態でありまして、朝鮮戦線も米ソの友好のうちに安結して、そうして極東の平和はだん／＼と明るいほうに向つて来るというのであつたならよろしうございしますが、まだ発火点がたくさんあると思ひます。一番心配するのは台湾海峡を挟んでの中共

と中国との台湾の争奪戦もいつ起るかも知れない、これは発火点だと見なければならぬ、近くではこれは一番近くに我々の一番恐れておる問題だと思ふのですが、そうなたつた場合には、当然國內にも何らかの影響があり得ると見なければならぬと思ふのであります。そういう場合に防空施設その他もやらなければならぬし、煙火管制の用意もしなければならぬ。現にもうアメリカの本國においてさえ原子爆弾が來た場合にどうしようかというので防空の施設がされておるといふことは向うの新聞にも載つておるし、写真なんかもどん／＼来ておつて、日本だけ安全だ、ニューヨークやワシントンが危ないといふのに、この前線基地が一番安心だ、大丈夫だといふやうな岡崎さんといふやつて國民が政府の言つておる通りに行つて行つてひい目に會つたのでありますから、今度はそういつてばかり行かれない。又あらゆる情報を國民が得る限りに得まして、そうしてこれに對する對抗手段、防衛手段を講じなければならぬと思ふのであります。が、ここで尋ねたいのは、この防衛分担金によつて、そうした非常の場合に、基地附近の差當つての防衛の用意等については、防衛分担金によつて支出されるものか、或いは日本のその附近にあつた、あるところの、先ほど申し上げました諸種の天然記念物並びに建造物等を保護する費用は一体どこから出すのか、そういう予算として用意してあるかどうか、それに對する手配もできておるかどうか、非常の事態を考へなければならぬ。なければ幸いでありませんが、十分注意をする、なければ

ばこれに越したことはありませんか。これらのことは當然行政協定締結に當つても考へられたことであらうし、又國有財産提供に當つてもこれは議題になつたことであらうと思ひますが、この点について岡崎さんにお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 先ず只今お尋ねの困難不明機云々のことは、私は全然、例へばよその國の飛行機が、飛行機といつても旅客機は別であります。が、正當に來る以外の飛行機が日本の上空に飛ぶことは曾つてないし、今後もないと考えております。これは今お話のような兩國の間が緊張すれば緊張するほど、他方においては戦争を回避する努力が試みられておるのであります。むやみにそういう日本の上空に飛んで來ることもあり得ないし、又アメリカ側の飛行機がどこか先方に行くといふことも今までのところと確信いたしております。ただアメリカの軍隊は、軍隊でありますから、これは常日頃からそういう空襲に對しても、或いは戰闘行為に對しても常に訓練をいたしておるのだから當然であります。困難不明機が來たといふ仮定の下に、そういう実習をするといふことは、これは當然であります。又場合によつては、これは余計なお話かも知れませんが、その軍隊に屬しておる人々に本當に困難不明機が來たと思つて、實際的に演習をやることもあり得ると思ふのです。併しながら本當に上にいふ飛行機が飛んで來るなどといふことは過去においては全然なかつたことと申上げて一向差支ないと思ひます。そこで只今のお話ですが、これは軍隊はどこにおきましても防空演習その他

の訓練はいたしておるのでありますから、日本におきましても、これは當然それに関連して日本の國民が不安を感じ、何かしなければいかんといふこととあります。今お話のように世界の各國、多くの國は防空訓練等もいたしておるし、防空に関する法律も出しておるのでありますから、日本においてもそういう問題は考へても一向差支ないと思つております。ただまだそういうものを具体的に立案いたしておるといふわけじやございせんけれども、そこで今の直接のお話であります。これは私は防衛分担金等はアメリカの日本に駐屯する軍隊の費用に充てるものでありますから、若し今お話のような諸点について必要とあれば、法律なり、適當な立法措置をいたしまして、その上で必要な経費は別途支出するといふのが筋道だらうと考えております。

○木村八郎君 それから菊川さんの岡崎さんに対する質問に関連するので、非常に、御承知のやうな條約を結んだ背景についてお話があつて、これは大體戦争が起らないといふ建前で作られたかも知れませんが、アメリカのほうの、いわゆる雑誌を見まして、戦争が起るといふことを前提として作つたことは明らかだと思ふのであります。と申しますのは、最近これは經濟の問題ですけれども、ビジネス・ウィークリーなんかを見ますと、アメリカの最近の一九五三年をピークとする軍拡の計画は、朝鮮動乱が發展して全面戦争になるかも知れないという規模であらゆる軍拡計画をやつたのである。ところがそれが朝鮮休戦等が起つたので、一九五五年にまでならして、

これを延ばしておるようですが、そういうように説明されておる。一応あれが全面戦争になるかも知れないという規模で軍拡計画をやつてゐる。丁度それに呼応して朝鮮動乱以後安全保障條約、こういう條約が問題になつて来た。これを見ましても、この條約を具體的に見れば見るほど、さつき菊川氏が質問されたような、万一戦争になつたときの用意がこの中にたくさん含まれておると思ふ。ところが情勢が非常に最近變つて来て、戦争が当分起りそうもないとアメリカのほうでも認定したので、あの軍拡計画も延ばして来ておる。その点について私はこの條約を締結したときと情勢が非常に變つて来ておると思ふ。そこでその認識につきまして岡崎國務大臣にお伺いしたいのと、もう一つは、大蔵大臣にそういう場合財政負担等は變つて来る可能性がないかどうか。最初は全面戦争にまで行くのじやないかという想定において作られたものにおいて、二十七年年度予算なんかにおいて防衛分担金等々日本の財政支出が見込まれておるのですか、情勢の變化によつてそういう負担が輕くなる、こういう見通しはないか、そつちのほうは……併し他方において警察予備隊のほうを増強するといふようなことが起るかも知れませんが、情勢の變化によつて何ら防衛關係或いは講和關係による財政負担の變化といふものは起らないかどうか、この点一つお伺いしたいのです。

スさんが来て演説をされたときに、すでにこのアメリカの軍隊を日本において希望するならば、日本に駐留させる用意があるけれども、これはいわゆるデイトレント・パワーである、戦争をするためではなくて、戦争を抑制するためにあるといふことを申し上げるものであります。初めからそういうつもりで日米安全保障條約はできておるのであります。最近の情勢が變つたといふうなことは私は考へておりません。又この朝鮮の局地的な問題が若しあなたのおつしやるように全面戦争になる可能性があるとすると、アメリカで大いにその用意をしたと仮にしますれば、無論そういう用意をしたことによつて局地的になつたと言われるかも知れませんが、いづれにしても我々は朝鮮の動乱の真最中においてすでに安全保障條約はデイトレント・パワーという意味で置けば置くのだ、作れば作るのだという考へに立つたのであります。要するに準備を、即ち軍備等を拡充するといふことが、結局昔言われたような「備えあれば憂いなし」といふような趣旨に今ではやはり通用しておりました、これを怠れば却つて危険がある、できるだけこれに対する備えをいたしおればむしろ危険が減少する、こういう建前で作つて来ております。

○國務大臣(岡崎勝男君) 岡崎國務大臣のお答えを前提といたしまして、私は財政計画を變える必要を認めておりません。

○木村義八郎君 次に今問題になつております法律案について質問いたしたのですが、この行政協定三條に基くこの法律案全部を見まして、どうも私の感じでは経済的治外法権を規定した

ような法律であると、こういうふうに見られるのですが、それで治外法権については裁判上の治外法権、これも重要ではしうが、私は全体として見て、これは経済的治外法権を規定した法律案である、併しそれも私が見る場合非常に國際的な慣例よりも不利に規定されておると思ふのです。そこで岡崎國務大臣にお伺いしたいのは、主として國有財産を無償で使用する許すという法律案と、それから關稅その他を免稅するといふ法律案、それから國內物資を駐留軍が調達する場合の免稅規定、主としてこの三つでありましたが、これは國際慣例よりも私は著しく不利であると思ふのです。それでこういう法律案はどうか、これはアメリカ側と相談した結果こういう法律案を出されたのかどうか、先ずその点についてお伺いしたい。これは日本政府の自主性においてこの法律案を出されたのか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私はどうも木村君のおつしやることがよく了解ができません。何か財政的で、税金、税法的な治外法権というふうな妙なエクスプレッションは余り聞きませんが、それは別といたしまして、例えは國有財産を使用せしめる点につきましても、その他の点につきましても、別に國際的に特別不思議なことはないと思つております。で、これは今御質問の点に直接關連しますと、大体各國で行なつておりました例を調べまして、その中で日本で適當と思われる点を抜き出して考へたのであります。が、アメリカ側の希望も無論聞きまして、又行政協定の中にもかなり具體的ないろいろ規定が入つております。

○國務大臣(岡崎勝男君) 元來根本的に申しますとアメリカの日本に駐屯する軍隊といふものは、日本の政府と同様な立場にあると、いろいろな点では違ひますが、取扱上原則的にはそういう觀念でやつておるのであります。従つて例えはユーティリティ、電氣とか、瓦斯とかといふようなものを使い、今度の法案はその規定の内容を基礎といたしまして、日本側で適當と考へられるものを作つたのであります。

○木村義八郎君 國際的慣例から見ると別に不思議でないと言われますが、國有財産を、安全保障條約第一條の規定に基いて、駐留軍が必要である場合、無償で使用する許すといふこの法律案は、米比協定と比べますと非常に不利に思ふ。米比協定においては前に石原次長から説明がございましたが、無償で國有財産の使用を許すといふ規定はないのです。前文にあるとおつしやいましたが、それは公有地を無償で使用を許すといふことになつておつて、國有財産を無償で使用する許すといふことではないと思ふのです。國有財産の内容について伺ひましたが、相當広汎になつております。或いは車両とか、船舶、機械、設備等といふものを無償で貸與するといふ点は、土地ばかりでなく、そういうような施設、車両、船舶、そういうものまでも無償で貸與するといふので、これは私は著しくその点不利に思ふ。これは私は著しく貸料を取るとか、そういうものが防衛分担金の中から差引かれるか、そういうふうなら一応不利でないと言われるかも知れませんが、この点私は不利だと思ふのですが、岡崎國務大臣どうですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 元來根本的に申しますとアメリカの日本に駐屯する軍隊といふものは、日本の政府と同様な立場にあると、いろいろな点では違ひますが、取扱上原則的にはそういう觀念でやつておるのであります。従つて例えはユーティリティ、電氣とか、瓦斯とかといふようなものを使い、今度の法案はその規定の内容を基礎といたしまして、日本側で適當と考へられるものを作つたのであります。

○木村義八郎君 只今のその例として、例えは公益事業なんかを、日本におけると同様に、即ち不利でない條件で使用する許す、そういうような建前になつていふと言ひますけれども……米比協定あたりではそういうふう書いてありますが、日本のほうではどうかと言ふと對等でない。而も優先的に使用を許すといふので、決して對等じゃないと思ひます。そういう意味でそういう對等でないような條文がたくさんあると思ふのです。具體的に、まず法律案が出て来て見ますと、まず「岡崎國務大臣の御説明によると、大体日本人と同じような言ひをしますが、それよりも著しく不利であり、而も國際慣例よりも不利である、そういう感

じを非常に私は持つのです。こういう法律案を具体的に検討すればするほどそういうふうになるのだと思います。これは私は平等じゃないと思うのです。さつきのいわゆる公益事業、ユーティリティの利用について行政協定の條文を御覧になれば、優先的に使用を許すということになつておるのじゃないですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは予算委員会でも何回も繰返し申しましたから、木村君お聞きになつたと思います。これは全くあなたの御解釈とは違ふのであります。優先的というのは、一般の利用者よりも優先的にということであつて、その優先的な條件は、どういう條件かという、日本政府と同等にするという、日本政府よりも不利でないのだ、そういう條件で一般の利用者よりも優先して使える。要するに日本政府が優先すると同じようにアメリカの軍隊もその程度の優先権を持つておる、こういう意味でありまして、日本政府よりも優先するということではないのであります。

○木村八郎君 これは、第七條の規定はそういうふうな解釈していいのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) その通りであります。

○木村八郎君 国有財産の無償使用でありますけれども、無償で許すという点は、現在、三月三十一日で国有財産の使用を許しておる。資料は一応不完全であるというのを承知しましたが、一応非常なラフな数字ですけれども、参考資料として頂きましたが、それは土地ばかりでなく船舶も車両も含まれております。それから今後、この

安條約第一條に基いて国有財産の無償使用を許すということになると、私は非常に広範になると思うのです。第一條においては、單に外國の教唆によつて内亂、騷擾、あるいは朝鮮動亂なんかで場合以外に、例え朝鮮動亂なんかでこれを使用するやうな場合、そういうやうなものでも含まれるやうな、相当私は広範なものだと思ふ。行政協定第三條に基く配属を規律する條件の目的が第一條にあるとすると、第一條の配属というのは、非常に広範だと思ふのです。そうすると無償で使用する許すという範圍は相當私は広くなるのじゃないかと思ふのです。それで私は米比協定よりは非常に不利ではないか、米比協定の場合は公有地の使用を無償で許可するというだけであるから、その点はどうかです。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは予算委員会のときにしばしば申しした通り、米比協定とは全然建前を異にしてこの協定を作つております。というのは、米比協定は非常に広範な地域を画しまして、これを軍事基地としてアメリカ側に提供いたします。その基地内においてはすべての裁判管轄權等をアメリカ側に譲渡する、こういう建前になつております。その基地を、提供するということ、その中に私はよく知りませんが、国有財産とか、或いは公有財産もありましようと思ひます。要するに基地を提供するということ、このカパーしておると了解しております。こちらのほうはそういうものがあるやうなもので、国有財産につきましても土地、建物等、できるだけそういう種類のものを提供する、こういうことではないかと存じます。で、今度の法律案に

つきまして、第一條に規定するというのがおかしと、こうおつしやいます。が、第一條の目的を遂行するため国有財産を使用する、要するに施設及び区域を提供する、その目的は、第一條に書いてあることが目的である。こういうだけであつて、第一條に基いてというのは、要するに第一條の目的を我々はここに掲げておるので、安全保障條約がありまして、日本においてアメリカの軍隊がこれ／＼これ／＼の場合に平和と安全の維持をする、その目的のために必要な施設、区域を提供する、こういうので、私は別に第一條に掲げる目的遂行のためというものは、別に何かしつてはならないと考へておるのであります。

○木村八郎君 それはどうも議論になるから、余り／＼質問したくないのですけれども、大体これらの法律案は第三條に基く法律案となつてゐるのです。たゞ／＼ここに第一條というものが出来たので、私は質問したのですが、そうすると何か第三條によつて基地や何かがついて来ると思ふのですが、併しそれも事情によつては大きくなつて来ると思ふのです。一応きまつても第一條の目的というものは広範だと思ふのです。そうしますとやはり国有財産を無償で提供する範圍といふものは、日本国全体がそういうふうになるやうな感じがする。必要があればです。第三條ですと、配属を規律する條件、これは一応これで今後どこどこが基地となるというので、あとで又追加すれば別ですが、一応きまつておる。これは第三條に基くと言ひながら、そこに第一條の目的によるといふやうに書いてありますので、何か日本国全体における国有財産が必要が

あるときにはいつでも無償で使用する許されるというふうになり、どうも解釈されるのです。そう思われるのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは事実で御覽より仕方ありませんが、決して日本国全体の、どこでもかしこでも国有財産を皆提供するなどということとは、それは事實を御覧になればすぐわかると思ひます。現にまだ決定に至つておりませんが、東北、北海道については大体の見当がついたのであります。予備作業班の作業と言ひますか、これによりまして、かなり多くの分まで使つておりましたものが還つて参ります。これは主として優先的に私有財産を返すことになりますれば国有財産等もかなり大きく返つて来ると思ひます。今の見込では木村君の御心配のやうな点は毫もないと存じます。が、日本の安全を保障するために必要と思へば、我々としては原則的にはそれはどこでも必要なものは提供するという氣持でおりますから、米國側でも日米兩國國民の感情等も特に考慮しておりますので、なるべく狭い範圍で、必要最小限度でとどめよう、こういう氣持で今まで予備作業班もやつております。今後合同委員会ができましたればそこでやりますので、結果について御覽願へばよくわかりになると思ひます。

○木村八郎君 これらの法律案は、第三條に基いて出されたということばみんな書いてあつて、この国有財産の無償使用の法律案のみに限つて、この第一條が出て来ているのです。これは何か特別の意味があるのじゃないか。若しかそれでしたら、ほかの關稅の免稅或いは所得稅の免稅、その他の規定

についてもやはり同様であるべきだと思つたのですが、これのみに限つて第一條というのが出て来ているのです。そうするとこれは、ほかの稅金免除の規定や何かよりも非常に広く解されるというやうに感じたのです。それで事實を見ればわかると思ひますけれども、この法律案の出方が形式が違つてゐるのですから、それならばほかの法律案もやはりそういうふうに出て来るやうなものだと思ふのです。關稅の免稅規定でも所得稅の免稅規定でも、第一條の目的を達成するために、これはもう當然と言へば當然だらうけれども、これのみに限つてそういう文句が出て来ているのです。それで何かこれは特別に、この法律案を作るときにそういう何か事情があつたのじゃないかと思ひますので、お尋ねしたいのですが……

○波多野君 關連して。やつぱり何んでしょう、岡崎さん、全國的なものになるのじゃないかと思ふのです。例へば國有鐵道或いは電信電話、こういうものはやつぱり基地的なものじゃないやうな、全日本に通ずる國有鐵道、電信電話、これを提供するということになるのじゃないですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) そういうものは、提供する……と言ひますか、これは使用料を拂ひまして使うことになりま、電信電話とかそういう種類のものは、これはそのユーティリティのほうへ入りますかどうですか、ユーティリティのほうへ入ることにしてやつておきます。それも御説明したやうに、警察予備隊などで使つてゐる

一番低いレートではなくて、普通の政府機関が使用してあるレートで使う、これは行政協定の議事録にも書いてございす。ここで主として申し上げますのは施設及び区域だけでありす。

○波多野君 そうですと、この国有財産云々の法律案第二條の施設及び区域だけに限つておるのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはこの法文から言いますと、国有財産でありますから、国有の財産であれば提供するのは何でも合意がありさすれば提供することになります。が、事實上は施設及び区域になります。

○波多野君 そうですと電信電話、鉄道などは別の取極めが法律案で出て来るのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは普通の使用料を拂つて使用いたしますから、その限りでございす。が、郵政省なり或いは電通省のほうなりで研究いたしておりますが、その必要があればそれは別の法律を出すかも知れません。要するに電信電話等は使用料を拂つて使うということになつております。

○森八三君 岡崎國務大臣に一点だけ伺ひたいと思ひますが、それは行政協定の実施に伴ひまして、いろいろな国内法の臨時特例に関する法律案が提案せられまして只今審議中になつておりますが、この大蔵委員会にも六つの法律案が出まして審議中であるわけでありまして、先刻の御説明によりますと、これらの法律案はいずれも独立国家の立場に立つて必要な措置と考へる、それを提案して審議を求めているという御説明であつたのであります。そこで伺ひたいこと

は、今そういう問題が具体的に考へられておることではありませんが、そういう立場に立つて提案をされておることとは当然であつて、それだと思ひますが、若しそういうことであると思ひますれば、この法律案を修正するといふような意見が出た場合に、占領下でありませうれば、一々司令部の了解がなければそういう措置を講じ得ないといふように考へられるのであります。が、独立の立場に立つて必要な措置を考へてその審議を求めているということになりますれば、そういう場合に一々司令部の了解を必要とするのかどうかといふことをどう扱ひますか、一点伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは行政協定なり安全保障條約なりは、占領下であります。が、日本が独立した建前の下に締結した條約であり協定であるのであります。従ひまして、これに関連する法律につきましては司令部の承認は、例へばあらかじめ法律案に対する承認等は事實上必要はないと考へております。併しそれは別に、どんな法律案を修正して頂きたいという意味ではありませんけれども、形式的には承認は必要ない、こう考へております。

○木村義八郎君 今の国有財産の無償使用の問題ですが、これは議論になりますから……今の点はもつと明確にしなければ、これは非常に広範に亘つて無償で使用するということになると著しく不利益になるもので、もつとこれは明確にする必要があるのじやないかと思ひますが、これは意見になりますから次にお伺ひしたいのですが、この行政協定の中にはさつき菊川さんからも質問があつた

のですが、文化財、それから墓地、地下埋藏物も、こういうものについてはまあ國際慣例によると米比協定などには、フリーピンは住民のその権利を留保するとはつきり書いてあるのです。ところが日本の場合はその点書いてないのですが、その点何か話合ひいか何かで権利を留保することになつておるのですか。それとも今後それは合同委員会でも個々についてきめるのか、フリーピンの場合はそういうことを想定されて、はつきり権利を留保するといふことが書いてあるのです。こういう文化財なり地下埋藏物等についてどういふことになつておるのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは先ほども申しました通り、フリーピンの場合は大きな地域を画しましてその中は全部軍事基地である、こういうことにしますから、その中にそういう特殊なものがありまして、これを留保しなければならぬわけでありませう。日本の場合は一々日本政府と米國政府とが合意をいたしましたところだけが施設及び区域として使用されるのであるから、日本政府で地下埋藏物がいけないうことになつて、合意をしなければなりません。文化財等にしても同様であります。従つてこれは一々留保するといふ必要がないから書かなかつた。要するに我々が合意したもののだけが使用される、合意しなければいい、そういうわけではフリーピンとはその建前が違ひますから、そういうことはいたしておりませんが、文化財とかそういうものは我々としては合意する必要があるといふことを考へておりますから、結局そういうもの

のは使用されない、こう思つております。

○木村義八郎君 そうですか、そういうふうな規定がないので、若しかそうならそういう規定がありそうなるものですが、この国有財産無償使用のこの規定を見ると、さつきに第一條となつておりますから非常に広範だと思ひますが、そのときに、日本政府が合意せしめなければそれで権利を留保される、こういう建前になつてゐるならば、それはまあいいと思ひます。併しそれでその解釈していいのでしうか。日本政府がいけないと言つた場合はもう必ずそれが留保されるものと解釈して差支ないでしうか、何かそういうような根拠があれば……、合同委員会でも結局話合つて、どうしても向うが作戦上必要だといふときには、こつちが嫌でもそういうふうになされるというこはしないのでしうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは木村君のお考へは、何か全く對等の建前で作つておるのだという前提を危ふんでおられるから、そういうふうにお考へになるのだと思ひます。併しこれは成るほどアメリカと日本との実力と言ひますか、力の關係は違ひと思ひます。違ひと思ひますが、日本の合意しないものを無理にとるといふようなことをしますことは、この安全保障條約の目的そのものを全く壊してしまふことになるのであつて、アメリカ側でもこの点はよく承知しておりますから、日本とアメリカとの間の協議によつてきまつたものだけを使用するのだという建前を決して崩しておりません。従ひまして合同委員会におきましても、意見の相違がこれは出て来るこ

とはあり得ると思ひますが、日本で承知しないものを、どうしてもとらなければならぬといふことは予想しておらないのであります。ただ合同委員会でも、そういう合同委員会は、御説明したように非常に高度の……何と言ひますか、高い地位の人が委員になると予想しております。むしろ技術的な施設、区域を決定するのが一番大きな目的としてゐる委員会でありませうから、この二十六條の三項にも、合同委員会ではどうしても技術的にきまらないといふような場合には、更に政府の間で考慮するといふようなことも書いてあります。が、要するに兩國政府が合意をしないものは使用されないものでありますから、その合意をしないものは使用されないといふ前提がはつきりしておるに、それを放り出して、何は留保するとかいふようなことを書けば、却つておかしくなると私は考へます。

○木村義八郎君 それはまあ解釈の問題ですから議論になりますから……、こつちが取極めをするときは善意であるけれども、あとで争ひが生ずるから一応こつちがこつちのうちに規定として残しておく。我々友人なんかでも貸借關係のとき、善意でありませうけれども、若しかすると返してくれないといふので、一応証文とか何とか、こつちが取極めといふものはするものであつて、私は條約のことは専門じやありませんからわかりませんが、常識論ですが、そういう危懼があるならばやつぱり明記しておいたほうがはつきりしていいといふので私は質問したわけですから、そこで

もう一つ次にお伺いしたいのですが、免税の規定なんですが、軍隊の地位に關する北大西洋條約當事國間の協定を見ますと、九條の八項によつて、駐留軍はその國の物資を調達する場合に、駐留している國の物資を調達する場合に、免税を受けられないような規定になつてゐるようですが、日本の場合は、日本國內で駐留軍が調達するものについても免税規定が適用される。これは私は國際關稅よりも非常に不利じゃないかと思つてゐます。アメリカ等から持つて来る物資についてそういう免税規定が適用されるというならば一應話はわかるのですが、國內の物資を調達するのは、日本國內の……。

その場合にやはりこれを免税しなければならぬかどうかというところは、私はどうもほかの條約にはそうなつていないのに、日本の場合特にそうなつてゐるので、著しく不利じゃないか、これは免税しなくてもいいのじゃないかと思つてゐるのですが、この点はどういう關係で北大西洋條約なんかよりは不利にこういうふうな規定されたか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはすでに行政協定の中にその趣旨が書いてありまして、その行政協定のときにいろいろお話ししたわけでありまして、我々としてはやはりこういう種類のものを免税することが適當であると考へております。北大西洋條約をお引きになりまして、御承知のように北大西洋條約はまだアメリカについては効力を発生しておらないのであります。でありますから、これを前例として引くのは今の状況では無理であります。こう考へます。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつとお伺ひしますが、大分時間も経過したようですが、まだ兩大臣に対する御質問もありませんかと思つております。それで兩大臣とも午後は御都合が悪く、そして明日は閣議がありなつて、そのあとならばというふうなことで時間も少いと思ひますし、明日は申上げました通り午後は連合委員会がありますので、外資の關係ですから午後はこちらの都合が悪いのです。まだ大臣に対する御質問は相當残つてゐるのではないかと、そして、まだ大蔵大臣だけ質問があつても岡崎さんのほうはお述べ頂きて、そして、きめて下さるかというふうなことをきめたいと思ひますが……。速記をとめて下さいますか。

(速記中止)

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めたい。委員会は休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後二時三十四分開會

○委員長(平沼彌太郎君) 午前に引続き委員会を再開いたします。

○油井賢太郎君 特調のかたがお見えになつてゐるので、ちよつとこの前お聞きしたいと思つた点があるのを、この際にお聞きしたいと思ひます。実はアメリカとの間に行政協定が結ばれて、日本で貸してあるところの家屋とか土地とか、そういうものが接収解除されて、民間の手に戻るのが相當あると思ひます。その關係がなか／＼拂つていないように見受けられて、民間人が非常に困つてゐる実例がたくさんあるのですが、その点について二三お伺ひしたいと思ひます。第一にあの賃

借料というものは、一体どういふものを基準にして今までされておるのか。それから今度の條約の発効によつて今後はどうなるか、これはあなたの方の管轄だと思ひますが、一応お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀井善治君) 不動産の解除の問題につきましては、すでにGHQにおきまして聲明が出ておりますが、その実行につきましては只今準備作業班におきまして折衝を重ねられております。大体不動産の専門委員会におきまして、今日北海道、東北方面に

ついでに駐留予定地がおおむね確定したというふうな聞いております。第二の賃借料の問題につきましては、これはその決定の方法につきましては勿論從來自由契約によつて主なる交渉をしておるわけですが、大体の基準といたしましては、これは本庁に中央不動産審議會、各地方局には地方不動産審議會がございまして、中央不動産審議會におきましては大体評価の基準を決定いたしまして、その基準を示し、地方局に示し、地方局におきましては、その具体的な問題につきましては地方不動産審議會において大体料金を定めまして、その結果に基づきまして更に所有者と契約を結ぶと、こういう方法がとられております。それ、審議會の構成はおおむね中央、地方ともそれ、不動産に關する専門のかたがたのみと、それから官側と大体半々の構成を以ちまして審議會を構成して、これらの公正な評価に當つておる次第でございます。

○油井賢太郎君 今の構成された審議會で決定されたら、日本人の民間として、それに異議を挟むことができないのですか。自由に賃借をすることができるようになるのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 不動産審議會で諮りましてきまりました金額も、若し不服がございしますならば、現在のところでは勿論訴訟等によりまして手続をとることは可能でございます。決して不動産審議會の決定いたしました金額を無理やり押しつけるということはいたしておりません。ただ今日まで不動産審議會できまりましたものは、事実上訴訟になつたというふうなものは聞き及んでおりません次第であります。

○油井賢太郎君 それから先ほど私の質問は、今まで接収されたものを返す場合、そういう際のいわゆる返還手続や何かは非常に手続が遅れるらしいのですが、そういうふうなことに對して民間人の不平が多いようですが、それはどんなことになつておるのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 実は解除になりました場合の補償につきましては、何分にも進駐軍が使用いたしまして、模様替えとかいろいろ中が變つておりますので、借入れましたときの状態と、解除になりましたときの状態を比較いたして見なければわかりません。これがために現状確認というものは非常な手数がかかるわけでありまして、窓ガラス一枚も全部細かく評価いたす必要がございします。これに一生懸命やりましても事実上非常に日数を食ふので、実は我々のほうも各局を奮勵いたしまして早く解決するように努めたのでありますが、事実手間取りまして長く滞りましたことも事実でございます。

いたします。ただ只今申上げました通り、一件片付けますにつきましても、書類にいたしまして非常に龐大な書類を作らなければならぬ。仮にこれが訴訟事件にでもなりましたと相當、二年三年とかかる事件ばかりのようになり得ております。併し、さうなことを申しておりましたも所有者に非常に御迷惑をかけますから、殊に講和條約が発効いたしまして、今後返るものが殖えて参りますとす／＼手間が要りますので、この三月三十一日まで古いものは全部片付けたという目標で奮勵いたしまして、大体古いものは一掃いたしまして、大体古いものは一掃いたしまして、今後解除になりますものにつきましては比較的早く処理ができるのではないかと考へております。

○油井賢太郎君 その補償される金額の算定ですね。これはどういふことになつておりますか。

○政府委員(長岡伊八君) 解除になりますと只今申上げました通りに、現状確認をいたしまして、それ／＼借入れましたときの現状と現在の状態を比較いたして見まして、価値減を計ります。元の状態に全部を直すという措置はとつておりませんが、価値減を見ましてその価値減を補償するということがなつております。ところが中にはどうして手を入れないかという問題がございします。解除になりますと、そのままで引渡しまして、すぐ使うということが困難である、手を入れないければならぬというものがございします。そのときには手を入れますと金額の多いほうを支拂うというようにいたしてあります。

○政府委員(長岡伊八君) 解除になりますと只今申上げました通りに、現状確認をいたしまして、それ／＼借入れましたときの現状と現在の状態を比較いたして見まして、価値減を計ります。元の状態に全部を直すという措置はとつておりませんが、価値減を見ましてその価値減を補償するということがなつております。ところが中にはどうして手を入れないかという問題がございします。解除になりますと、そのままで引渡しまして、すぐ使うということが困難である、手を入れないければならぬというものがございします。そのときには手を入れますと金額の多いほうを支拂うというようにいたしてあります。

○政府委員(長岡伊八君) 解除になりますと只今申上げました通りに、現状確認をいたしまして、それ／＼借入れましたときの現状と現在の状態を比較いたして見まして、価値減を計ります。元の状態に全部を直すという措置はとつておりませんが、価値減を見ましてその価値減を補償するということがなつております。ところが中にはどうして手を入れないかという問題がございします。解除になりますと、そのままで引渡しまして、すぐ使うということが困難である、手を入れないければならぬというものがございします。そのときには手を入れますと金額の多いほうを支拂うというようにいたしてあります。

○政府委員(長岡伊八君) 解除になりますと只今申上げました通りに、現状確認をいたしまして、それ／＼借入れましたときの現状と現在の状態を比較いたして見まして、価値減を計ります。元の状態に全部を直すという措置はとつておりませんが、価値減を見ましてその価値減を補償するということがなつております。ところが中にはどうして手を入れないかという問題がございします。解除になりますと、そのままで引渡しまして、すぐ使うということが困難である、手を入れないければならぬというものがございします。そのときには手を入れますと金額の多いほうを支拂うというようにいたしてあります。

○油井賢太郎君 まあ大体のお話はわかりましたけれども、とにかく接收解除が相当ありますが、時期が遅れると除くことは結局多少補償が余計あつたとしても何にもならないわけですね。そういう点を十分一民間人の声をお容れになつて、早急に、はかどるようについに御督勵願ひたいということを申し上げておきます。

○木村福八郎君 午前中に引続きまして、行政協定十二條に基づく調達方式について更にお伺ひいたしたいと思つたのですが、これは今度直接調達になるについては私も多少財界方面の意見を徴したのであります。ところが大企業についてはそんなに支障はないだろうと、こういう話でしたが、中小企業についてはやはり相当悪い影響があるのではないかと、これはいろいろ事情を挙げて説明してくれましたが、私もその点は今後非常に重大だと思ひますので、間接調達に戻すことが仮にできない場合には、その弊害を除去するために十分努力しなければならぬと思つたのであります。そこでそういう意味から御質問をするわけなんです、中小企業なんかについては外人業者が仲介に入るのでも、それで非常に安く叩かれる危険がある、虞れがあるというふうに非常に憂慮しておるようです。で、御承知のように伊園・ウィリアム会議で過渡的に間接調達したいものを考へておられたようですが、それも駄目になつたようです。それで午前中、予定価格制度の問題をお伺ひしたのですが、これについてはまだ私十分納得行かないのですが、これは大蔵省のほうからあつて聞きたいと思つておるのです。やがて来るようですから……。予定価格

制度をなぜ政府が設けたか、その趣旨を聞きたいと思つたのですが、さつきの答弁ではわからないのです。そこでこの予定価格制度についても伺ひたいのですが、次に経理制限額というやつがあるわけですね。経理制限額、フィスカル・リミテイション、恐らく、この資料として配付されたこれは、再協議法の中にあるのか、或いは公契約法にあるのか、私は明らかでないのですけれども、とにかくフィスカル・リミテイションによつてこれまで日本政府の予定価格の範囲内であるにかかわらず米軍のほうのフィスカル・リミテイション……予定価格を超えるために発注されない、こういう例がこの前にもあつたと思ふ。今度直接調達になつたときに、こういう弊害は一体除かれるのかどうか、お伺ひしたい。

○政府委員(堀井啓治君) 従来、終戦処理費で賄ひました時分には、只今御指摘の通り、軍におきましてはフィスカル・リミテイションがあり、政府側におきましては予定価格を以ちまして、両方のいわば制限を受けるというやうな結果、いろいろ問題を生じたことがございまして、その点につきましては法律的にも処置をいたしまして一矛盾のないやうな処理の方法がとられておつたのでございまして、直接調達になりました場合に、同様な方法がとられるかどうかという点につきましては、私もよく承知いたしません。が、従来、特需等の例を聞きますと、只今御指摘のやうな、又御心配のやうな点もあり得るかと思つております。

○木村福八郎君 まあそういう心配もあるというところはわかつたのですが、次に伺ひたいのは、これまで終戦処理費に關係する発注ですが、一応これは契約の相手方、それから金額をきめる場合には如何なるものでも特調をおいてはこれは許されないというところに、建前としてはなつておるはずじやないのですか。

○政府委員(堀井啓治君) お説の通りであります。

○木村福八郎君 それにもかかわらず、これはスキヤビンですね、スキヤビンの千八百七十二号ですが、そういうふうになつておると私は伝へ聞いておるのです。にもかかわらず、さつきお伺ひしたレイモンド会社、ああいう例、それから石炭ですか、入札についてそういう日本政府のほうに一応自主性が與へられてゐるにもかかわらず、そういうものか無視されて行われたという例があつたということを聞いてゐるのです。そういうことがあつたわけですか。

○政府委員(堀井啓治君) 私どももそういう点では承服し得なかつたのであります。が、占領時代でありましたので、軍の命令があるならば止むを得ないといふことで、たしか書面を以て指示を受けておつたということがござい

○木村福八郎君 占領下であつても、一応建前としては特調を経由しないでは契約の相手方、金額をきめることはできないとなつてゐるのに、それが守られない、それが尊重されないといふことは非常に我々として非常に遺憾に感ずるわけですね。そういうことが直接調達になると一層そういう弊害が是正されないで、却つて助長されることを憂ふるわけですね。次に伺ひたい

のは、予算決算会計令の七十五條によりますと、工事等の検査調査を作成しなければならぬことになつておるので、御承知のように……。ところが今度直接調達になると、そういうことはできなくなるのです、そういうことはどうなるのか。日本側の検査はできない、そうすると不合格品なんか納入されても何らこれは解決できない。これは一見すると無關係なやうですが、これも、間接的にはやはり影響するところは大いと思つたのです。そこでこの予算決算会計令の七十五條といふのは、今度直接調達になると、この關係はどういうふうになるか。

○政府委員(堀井啓治君) 日本側から行政協定によりまして九十二億を除く五百五十八億の予算が米國に渡されるわけでございます。渡したことによつて日本政府の責任は、義務は果されたことになりまして、従つてそれ以後の処置については、なお行政協定によりましてチェックをし得る権利が認められておると存じますが、その点についてどの程度のチェックが許されるかどうか、これはまだ、未決定でござい

ます。従ひまして、只今御指摘のことは勿論直接調達に相成りますれば適用はないと思ひます。

○木村福八郎君 そういう面から見ても、やはり我々としては間接調達が望ましいので、本当はそうすべきだと思ふのですが、それが遺憾ながら直接調達になつたといふことは我々納得が行かない点なんです、更に伺ひたいしたいことは直接調達になる結果、発注の時期、それから発注の数量、それから納期ですね、それから規格です。そういうものについて日本側の経済事

情とマッチしないやうな、適應しない発注の仕方が行われているのです。間接調達ならばそれを調整する仕方も、よく国内事情が日本の官吏はわかつておりますからできると思ひますが、それが直接調達になるとそういうところが十分調整されない。これは日本の国内経済でのいろいろな競合という面から見て非常に重大だと思つたのです。簡単にやうで実は實際面になると非常に重大だと思つたのですが、直接調達になる場合、こういう弊害をどうして除去するか。この間を何か調整の方法ですが、具体的に考へられてゐますか。

○政府委員(堀井啓治君) 只今御指摘の点につきましては、只今合同委員会の調達班におきましてできるだけ日本の実情を加味しました契約方式或いは手続等につきまして折衝いたしまして、できるだけ日本の事情に合うことによりまして、御指摘になりました点には防いで参りたいと思ひます。なお將來、そういうやうなものが起りますれば、これは日米合同委員会を通じて向う側に申入れすることができると存じます。

○木村福八郎君 十分そういうことも、今後合同委員会を通じて弊害のないやうに努力をなされると思ひますが、勿論それはそうしなければならぬことですが、併し根本的には合同委員会で解決がつかぬならば問題ないと思ひます。實際問題としては一番適當に調達するのは何と言つても間接調達、日本国民の機關が一元的に調整するといふのが一番望ましいところですね。その点から言つても、今度直接調達になつたことは我々非常に遺憾に思ひま

す。なお、主計局長がお見えになりましたので、一点お伺いしたいのですが、この予算決算会計令における予定価格制度を設けておる意味、どうしてこういうものを設けておるのか、その意味を伺いたい。

○政府委員(河野一之君) これは政府の契約というものは原則として入札主義であります。売る場合はできるだけ高く、買入れる場合はできるだけ安くということになります。非常にそこにいろ／＼な弊害が生ずると申しますか、故意に非常に安い値段でやるというような場合もなきにしもあらずで、現在の会計法そのまゝの姿で行きますと非常に安い、みず／＼、こういう値段でできつこないと思われ値で落すというようなこともあり得るわけでありまして、特に予定価格というものを設けて、契約担当官の一応の判断に資すると、こういう意味でやつておるわけでありまして。

○木村福八郎君 只今主計局長の語ですと、一応の判断と言われますけれども、この予算決算会計令では予定価格の範囲内でなければいけないということになっております。業者の見積り入札価格は範囲内でなければいけない。単なる目安にやなくて、それには日本経済の運営上そういう制度を設けておかないと、いろ／＼弊害があるというので、そういうものを設けたのだというのかと思われのですが、ただの目安にやなくて……

○政府委員(河野一之君) 目安という意味は少し何か存じませんが、契約担当官としてはそういうものを心に置いて、そしてその予定価格の範囲内で契約をするという、そこにそういう

ものがありまさんと、幾ら低くても、幾ら高くても一応の入札でありますから落ちるといふような場合もあり得るので、やつておるわけでありまして。

○木村福八郎君 そうしますと、こういう予定価格制度が破られるということとは好ましいことじやないわけですね。一応の目安にやありませんから、それを守らなければならぬわけですね。それが日本国民たると外国人たるとを問わず、国内においてこういう制度があるにかかわらず破れるということとは、好ましいことじやないと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(河野一之君) 直接調達のことに関連しておつしやつておるのじやないかと思ひますが、国民の負担に於いて行われる契約というものは……については、高いものがあつては……できるだけ国民の負担が少なくて済むといふたような考え方で予定価格というものを考へておるわけでありまして。それがまあ、ほかのほうの場合になりますと違つた意味において、非常に高いとか、或いは非常に安過ぎるといつたようなことは、国民の負担という問題でなしに、国民経済にどうという面として、考へべき問題じやないかと私は考へております。

○木村福八郎君 率直に申し上げますと、このスキヤビンの二千二百二十九号によつて予定価格制度が日本にあるにかかわらず、その例外として予定価格を超えた価格の入札価格においてでも、それを日本政府の予定価格と認定するといふようなことになつておるやうに聞いておるのです。ですから一応日本

の予定価格制度が実際に否定されておるその面では……終戦処理費の発注

において、日本政府には予定価格制度が一応あるのをごさいますけれども、その場合にはしよつちゆうというわけではないでしよつちゆうけれども、一応予定価格を超えても、例えばABCという入札者があつても、最低価格をとるでしよつちゆうけれども、その最低価格が予定価格を超えていても、それを進駐軍のほうでこれを最低価格、予定価格と認めると、こういうことになると、日本政府の、日本の会計令における予定価格というものは否定される、こういうことはあるのではないでしよつちゆうか。

○政府委員(堀井啓治君) 只今あなたの御指摘の場合は、政府で作ります予定価格というものは、常に正確を期しておりますけれども、絶対に正確であるとは申しかねますので、誤りがある場合があります。これは予定価格を改めることがあり得るわけでありまして。最低の金額のほうで適正であります。最低の金額の予定価格をそれに直す、直しまして……一応予定価格の制度を無視しておるわけではないと思ひます。

○木村福八郎君 それはわかります。その直した範囲内においては、その直した予定価格の範囲内であれば絶対にいけないのです。それは成るほど事務当局側の御答弁としてはわかりません。それで併し、それが実際に適正な予定価格であるべきものが、しばしば変更されるということになると、実質的に予定価格制度が無視されるということがあると思ひます。ですからそういうことは一つの弊害としてあつたと思ひます。私は事務当局としてそういう答弁をされるのはその立場上困難かと思ひますが、我々はそう考へておる。そういうことが直接調達になりま

す。一層適正な予定価格というものをきめることが困難になると、そう思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(堀井啓治君) その点につきましては、私も関心いたさない限りであり、先ほども申し上げました通り、そういう場合も起り得ることは考へられます。日本におきまして終戦処理費の場合にそういう場合はたくさんあるやうなお言葉にも聞きましたが、そういう場合も稀にはございまして、決して多数あつたわけではございませ

○木村福八郎君 そうたくさんなければ結構ですが、今後そういうことがしばしばないことを望みまして、そういう弊害が若しか多少でもあつたら除去するように努力して頂きたいと思ひます。

次に伺ひたいのは、この契約解除の場合、契約を取消す場合、大体予告期間というやうなものとあると思ひますが、それで我々聞いておるところでは、軍のほうで大体一カ月くらいは予告期間を置いて、そこでこれらの契約を打ち切るとか、まあ事上二、三カ月くらいは予告期間があるやうに聞いておるのですが、そういう場合に軍の発注はなかく技術的に困難なものもあつたりなんかして、そういう事業に転換するのには暇がかかつて、漸く転換したのに一カ月乃至二、三カ月の予告期間で打ち切られてしまふ、今度はかに転換するといふことは困難である。そういう場合の損失の補償ですね、そういうものは考慮されておるのかどうか、その点お伺ひいたします。

○政府委員(堀井啓治君) 只今御指摘のやうな場合は例へば或る役務を契約

いたしました場合に、その役務の遂行のために、例へばその工場を相当規模替へをしなければならぬ、相当の金を使つて模様替へをしたのかからず、僅かな期間でその契約がキャンセルされたといふやうな場合を御指摘になつておると存じますが、そういう場合におきましては通常起る損害の算定、クレームの問題として従来はそういう問題につきましては、特別調達庁におきまして通常起り得る損害を算定いたしました。軍に要求し、軍はこれを承認いたしますれば、改めてPDにおきまして損失の補償をいたしております。将来直接調達になりました場合には若しそういう問題が起れば、これは裁判に付するか、或いは合同委員会に、日本政府を通じて合同委員会に提訴するといふ途が開けておると思ひます。

○木村福八郎君 損害を生ずる場合は、只今質問した場合以外にいろ／＼生産計画の変更、それから仕掛品を廃棄したり、処分したり、それから中止命令が来たといふやうな、いろ／＼なケースがあると思ひます。只今のお話では一応調達庁で損失を測定して調べて補償しているというお話ですが、我々その補償されてないといふことを聞いておるのですが、その点どうなんですか。

○政府委員(堀井啓治君) 終戦処理費は、御承知の通り軍の承認がなければ支出できないことになつておりますので、我々のほうで算定いたしました。軍のほうでこれがアブロードアルが得られまさんと、支拂ができませんといふ結果になる場合の御指摘かと思ひます。

○政府委員(堀井啓治君) 只今御指摘のやうな場合は例へば或る役務を契約

○木村義八郎君 そうしますと日本政府側では、総じて損失を補償するつもりでアメリカ軍に要求する建前になっている。併しそれが実際に補償されないというようなことは、これまで実際あつたのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 只今堀井次長から申上げました通りに、軍の承認が要るのでございますが、これにつきましてはあらゆる努力をいたしております。そして軍といたしましては、その問題が訴訟になりまして、訴訟の結果、軍として支拂いが必要がある、義務があるという決定をみた場合には拂つて差支えないと言つたようなものもございます。訴訟になつていないものもあるように記憶いたしております。

○木村義八郎君 その訴訟の場合です、その紛議の解決は契約担当官とか極東軍司令官、米國陸軍長官の判決に従うということになつてゐるのですか。そうなんですか。

○政府委員(長岡伊八君) お話の点は、或いはこれまで軍が直接やつております特需の関係についての問題ではないかと存じます。これまで特別調達庁がやつておりますものは、只今申上げました通りクレームが起きますと、軍にこれの解決方につきまして我々のほうからいろいろ努力して参りますが、この際裁判と申しましたのは、日本國の裁判に付する場合があるというところを申上げました。特需の問題につきましては特調が全然関係いたしてありません。この点につきましては、これまで全然手が出せなかつたのであります。特調が終戦処理費で分担いたしました仕事につきましては只今申

上げたような措置をとつたものもあります。

○木村義八郎君 それはどうですか、日本の民事上の裁判ですか、損害賠償とか、そういうのができるのですか、占領下に……。

○政府委員(長岡伊八君) 契約は、軍の特調に対する要求に基づきまして、日本政府と業者とが契約いたしてありますから、その点につきまして問題が起り得るのであります。

○木村義八郎君 そうですか、そういう意味ですね、それはわかりました。まあ日本政府としてはその結果、判決の結果としては拂わなければならないと言へば拂わなければならないのです。併しその損害を今度はアメリカ軍のほうに要求した場合、アブルグアルが得られれば日本政府が拂つた損害が軍のほうから賠償される、併しアブルグアルが得られなければ賠償されない、日本政府の負担になつてしまふ、こういうわけですね。

○政府委員(堀井治君) そうです。○木村義八郎君 そういう点は事情よくわかりましたが、それでは日本國民として困るのであつて、政府と業者の間では一応それでいいのですけれども、それは日本國の損失なんですからね、それは我々としては当然軍のほうとしてそれを賠償する制度をこれは作らなければならぬと思ひますけれども、今まで占領下であるから仕方がないと言へば、独立後においては、講和発効後においては、何かそういうシステムができれば日本國は非常に損すると思ひます。そういう意味でもこれは直接調達るときはどうかですか。今度は業者との関係になるのですか。

すけれども、まあ今までは日本政府があつて一応業者は補償される、今度は日本政府がないと、そういう場合、日本の業者と駐留軍との直接関係になるのですか、そういう場合、補償関係はですね、非常にむづかしいやつて、今までは特別調達庁が間にあつて、そういうものができた、今度はそういうシステムが確立されない非常に困難なように思ひます。すけれども、この点はどうですか。

○政府委員(長岡伊八君) 御指摘の通りに、今後直接調達になりました場合は、國の損害といふことは起らないと思ひます。これはいわけゆる防衛分損金として向うに渡しましたものの範圍で向うが賄ひますので、ただこれまでと違ひまして、間に入りましていわけゆるクワシヨンの役目を勤めましたものがなくなりまして、軍と業者との直接の問、その結果、紛議が起りました場合には先ほど次長からも申上げました通り、合同委員会を通じてということになり、合同以上ある訴訟問題ということになります。その点はいろいろふりに解決されますか。実は特調のほうといたしまして、これも詳らかにいたしてありません。誠に恐縮でございます。

○木村義八郎君 大体において、今度のまあ調達方式を考へる場合には、今の特調のやり方がですね、まあ全面的になると、そう考へればいいわけですか。

○政府委員(長岡伊八君) 御指摘の通りでございますが、先ほど堀井次長から申上げました通りに、まあ話をいたしておきます結果、軍といたしましては日本國の業者が困らないような方式、

契約の形をとるといふことで、予備作業班でこの点を研究いたしてあります。多少、従来の特需の関係とは違ひたものが現われるかと思つております。まあ考へ方といたしましては、御指摘の通りだと思ひます。

○木村義八郎君 そうしますと、契約履行上ですね、駐留軍と業者との間に紛議が生じた場合、先ほどの御説明では、その紛議の解決は契約担当官、それから極東軍司令官と米國陸軍長官の判決に従ふ、この特需の場合そういう御説明だつたのです。そうしますと、今度は駐留軍から発せられた注文については、全体にそういうことになれば何か非常に一方的にこの判決権があつて、そつちに従うということになるのです。それでまあ、占領下においてはそういうことが仮に仕方がないとしても、今度は講和発効後においては、そういう形での紛議の解決の仕方はいかどうか、一方的ですか、これは。何かその合同委員会でもなくとも、又そういうものがそれに判決を與えるという形にするのか、何か第三者的な一つの機関ができてそれに當るのか。現在のまままだということになると、非常に一方的な判決に従うということになるのじやないですか。

○政府委員(長岡伊八君) その問題につきましては、実はいろいろフレームが起つて来るであろうという予想をいたすわけでありまして、これを合同委員会に持出しまして解決を図るのではありませんが、この事務を、何と申しますか、その下働きと申しますか、そういうものを受付けますなり、一応の意見を立てますことは恐らく日本政府でどこかの機関でやることになると思ひますが、実はまだその機関は一応特調で取計らつたらどうかという話合いでございましてすけれども、まだ決定的なものになつておりません。

○木村義八郎君 この点は何かから変らなければおかしと思ひますが、それは議論になりますから次の御質問に移りたいと思ひます。

午前中の質問の場合にも一応出た問題ですが、アメリカのリネゴシエーション・アクトですね、これによりまして借入金金の利息、こういうものは経費に認められない。アメリカはまあ金利は安いのですからそういうことも支障はないかも知れませんが、日本は相当金利が高いです。日本の企業は会社負債が非常に多いのです。御承知のようにそれで借入金が多過ぎる。そういうような場合に日本のそういう商慣習或いは日本の経営形態のアメリカとの違ひを無視して、こういうものを経費に計上を認められないといふことは適當かどうか。我々は適當じやないと思ひますが、どういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(堀井治君) リネゴシエーション・アクトの適用につきましては、私も、私どももこれを何ら……日本に米國そのまゝを適用される……仮に適用されたいとしたとしても、そのまゝ適用することは極めて不適當でございしますが、なお、でき得べくんば全面的にこれが適用を排除したいといふ提案を予備作業班でいたしてあります。これに對しまして今までは比較的得意のある返事を聞いておりますので、多分適用にならないようにはなつてないかと予測しております。と申しますことは、他の諸國におきまして

も国内では勿論そのアクトの適用がございまして、外国におきましては、外地におきましてはそういう適用がない所が相当あるというふうに関しておりますので、その範疇に入り得ると思ひます。

○木村義八郎君 このリネゴシエーション・アクトの適用が排除されれば随分その弊害は遠つて来ると思ひます。我々の聞いているところでも、このリネゴシエーション・アクトの一番最初超過利潤を取つてしまふとか、それから退職給與引当金というものも原価計算上これを算入しないとか、いろいろ日本の商慣習に合わないことになりまゝから、これが適用されないことになればいいのですが、まあその方向に努力をして、これを適用しないというふうにしなさいと、日本の商慣習と非常な違ひができて来ますから、そういう方向に向いて来ればそれは望ましいと思ひます。

大分長くなつて恐縮ですが、最後に人事管理に関する問題ですが、これは一番心配しているわけなんです。今までの契約ですと、軍との契約ですと、解雇が一方的にされるということなんです。解雇の畫面が着くと、解雇された者は再びこれを現職にとどまらせないことは勿論、非常に雇用者が不利な條件に置かれておる。ですからこういう人事管理に関する問題は、今後そういう契約の場合には削除するとか、何かそういう救済規定を設けないと非常に従業員が不利な立場になる。これは非常に大きな問題になつておるわけなんです。その点はどういうふうに処理されるのですか。

○政府委員(堀井啓治君) 労務の提供

につきましては、御承知の通りGHQに契約を以て労務を提供しておるわけでありまして、御指摘のように根本的に、在米の占領下における契約につきましては、日米の關係が極めて片務的でございまして、極めて不適当な、御指摘のような箇所も多分にございまして、講和発効と同時に、この契約は更改さるべきであるという考えを以ちまして、只今軍と折衝いたしております。御心配のような点は、日本側の労務者に決して不利にならないように、特に労働三法の遵守という点につきましては強く主張したいと存じまして、只今改正案を以ちまして軍と折衝いたしております。

○木村義八郎君 是非そういう折衝をしてもいいと思ひます。私この間、予算委員会のほうで赤羽の工事を見に行つたのですが、就業状態を見ますと非常に戦々兢兢として仕事に従事しておるように見えるのです。これではいけないと思ひます。日本の工場に働いておる労務者と、ああいう所に働いておる人との様子を見ただけでも非常に違ふのです。のんびりしてないのです。何か非常に神経を張り……ああいう点は非常に私お気の毒だつたのです。その点は、是非日本の労働三法の適用を受けるように、今の契約の状態では実に我々同胞として……まあ職がないからああいう所に行かざるを得ないのですけれども、ああいう雇用契約はいいなと思ひます。その点、私特に御努力をお願いしたいと思います。どうも長い間、細かいことをお尋ねして恐縮でしたが、私の質問はこれで終ります。

○委員長(平沼騷太郎君) 大体これで本案に対する質問は終ります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平沼騷太郎君) 速記を始め。ではこれで散会いたします。

午後三時二十九分散会